

事務連絡
平成10年3月4日

住宅管理係長 様
各支庁経済部建設指導課 主査(住宅管理) 様

建設部住宅課住宅管理係長
家賃管理係長

入居関係要綱等説明会の際にあった質疑に対する見解について

このことについて、内部検討及び関係課との協議を行った結果、次のような見解となりましたので連絡します。

記

1 単身赴任者等の入居者資格について

- ① 単身赴任等その理由が世帯分離をする合理的な理由(単身赴任しなければならない状況にあること)であると認められるときは、残した家族の入居状態(持家、民賃、公住など)に関わらず単身赴任者(単身赴任等をする者)は、住宅困窮者とする。

この際、単身赴任者の収入の判定は、単身赴任者の所得及び分離した家族の所得を合算し、分離した家族を別居扶養親族として収入判定する。

また、単身赴任者の世帯が公営住宅に入居していなかった場合において、残った家族が道営住宅に入居を希望するときも、この残った家族に住宅困窮要件がないとはしない(通常の入居希望者と同等に扱う。この残った家族が入居する場合の収入は、単身赴任者の収入と同じ。)。なお、当然ながらこの場合入居名義人は残された家族のいずれかであり、単身赴任者は残された家族が入居する道営住宅の名義人にはなれないし、(単身赴任者が別に公営住宅の入居者である間は)同居人にもなれない。

- ② 単身赴任者が道営住宅に入居していた場合において、単身赴任者が入居名義人であるときは、住んでいた道営住宅については、(入居名義人である単身赴任者は、退去して、)その配偶者等に入居承継させる(承継要件を具備している場合に限る。引き続き同居者が住む道営住宅の収入は、単身赴任先の道営住宅の収入と同じ。すなわち同じ階層の所得となる。入居承継しないと、単身赴任者に2戸貸しすることになる。)

また、単身赴任者が道営住宅以外の公営住宅の入居名義人であるときは、この公営住宅からの退去と入居名義の承継を条件として入居許可をする。

なお、単身赴任者が、単身赴任を終え、名義を承継した公営住宅に戻って同居しようとするときには、同居の承認が必要であり(収入基準を超えていれば戻れない)、また、

単身赴任者への名義戻しは認められない。

さらに、単身赴任する際に既に高額所得基準を超えているときには、単身赴任先では道営住宅へは入居できないのはもちろんのこと、入居承継ができないから、同居者は退去しなければならない。

- ③ 道営住宅に入居しようとする単身赴任者が家族と公営住宅に入居している場合において、単身赴任者がこの公営住宅の入居名義人ではなく同居者であるときには、この公営住宅の同居人からはずれる(同居人としては退去する)ことを条件として入居許可する。

2 特定入居、既存入居者の入居に関し、道営住宅以外の公営住宅入居者に一定の制限(家賃滞納者をオミットする等)を設けることについて内部検討及び文書課法制係との協議の結果、「消極に解する(「うまくないと思われる」という意味。)」との見解で、やはり明文による規定は避けた方がよいとの結論です。

3 単身入居、優先入居、一般入居が混在する場合の選考(抽選)と入居者決定のモデル図式について●現在鋭意検討中です。うまくできれば、ブロック別説明会において、提示したいと思います。